

空き家 ってナニ?!

—空き家にさせない住まいのエンディングノート—



一般社団法人 千葉県宅地建物取引業協会
千葉県県土整備部都市整備局住宅課 監修



はじめに

「空き家」とは、年間を通して人の住んでいない状態が続いている建物などのことをいいます。

空き家になる理由で多いのが「両親の家を相続したけれど、その家には住まない」「施設に入所して住む人がいなくなった」といったケースです。

現代の家庭では、核家族化、少子化が進み、住む子どもがいない、親の家に住まないことが一般的になってきて、全国的に空き家が増加傾向にあります。さらに、空き家に起因するトラブルも増えています。

放置された家には、隠れた危険があり、ご近所に住む人々にとっては迷惑であり脅威となっています。空き家の所有者には、適正に管理する責任があります。その責任を果たさずに空き家が原因で隣の家や他人に損害を与えた場合は、損害賠償の対象となります。

使う予定がない空き家は「売れるときに売る」、「借り手がいるときに貸す」ことが空き家を活かす最良の方法です。

ご自身が所有している住宅が将来空き家になる可能性がある方や、すでに空き家を所有していてどのように対処したらいいかわからないという方は、ベストな活用方法を考えるために、このガイドブックをお役立ていただければ幸いです。



第1部 空き家ってナニ?!

1. 空き家が引き起こす問題	3
問題点1 放置しておくで建物の劣化が進みます!	
問題点2 防災・防犯機能の低下でご近所に迷惑がかかることも!	
問題点3 さらに、このようなリスクもあります!	
2. 空き家を適切に管理するのは所有者の責任です	4
・「特定空家等」として扱われる空き家の状態	
3. 空き家の発生を防ぐには?	5
・空き家にしないために大切なこと	
・空き家が発生するのはどんな時?	
4. 空き家を管理することになったその時に	6
管理する空き家の状態をチェックしてみましょう	
5. 空き家相談の流れ	7
1 相談の依頼 2 空き家の調査と活用方法のご提案	
3 資料の確認 4 相談・交渉・契約	

第2部 空き家にさせない住まいのエンディングノート

空き家にさせない住まいのエンディングノートとは

1. わたしの家系図	9・10
実際に、わたしの家系図を書いてみましょう	
2. わたし自身について	11
3. お住まいについて	12
・どのような不動産を所有しているのか調べましょう	12
・お住まいの維持・管理などについて	14
・お住まい以外に所有している土地・建物について	14
・今のお住まいをどうしたいとお考えですか?	15
・お住まい以外に所有している不動産をどうしたいとお考えですか?	15
・その他、伝えておきたいこと	16
4. 空き家を相続したら	17
・亡くなられた場合の手続き	
・土地・建物の相続登記	
相談先のご案内	18～22



第1部 空き家ってナニ?!

1. 空き家が引き起こす問題

人が住まなくなると、家は傷みの進行が早くなります。さらに、防災・防犯面での問題が発生し、近隣の人々に迷惑をかけてしまったり、経済的な負担が生じたりする場合があります。



放置しておくと建物の劣化が進みます!

雨樋の破損・
屋根瓦の劣化やズレ

雨漏りによる
天井や床の腐朽

内壁の剥がれ

湿気や害虫による
土台の腐食



窓ガラスの割れ

外壁の汚れや破損

玄関ドアの損傷

樹木や雑草の繁茂
隣地や道路へのはみ出し



防災・防犯機能の低下でご近所に迷惑がかかることも!



老朽化や強風等による
屋根や外壁材等の
落下・飛散・倒壊事故



放火等
による火災



不審者の侵入等
犯罪の温床に



ゴミの放置や
不法投棄



動物の棲みつきや
蜂の巣・害虫の発生

早く対応して
おくことが
大切だね!



さらに、このようナリスクもあります!

- 維持管理費・改修費が増加し、「売る」「貸す」「再利用」が困難になります
- 法律に基づく指導等の対象となります
- 固定資産税等の税負担が大きくなる可能性があります
- 空き家が原因で事故や災害等が起きた際、損害賠償を請求されることがあります

※詳しくは4ページで



2. 空き家を適切に管理するのは所有者の責任です

平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されました。この法律では、「空家等の所有者または管理者は、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする」と定められており、空き家の管理は所有者の責務となっています。

※空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく特定空家等の取扱い等については、空き家のある各市町村へお問い合わせください。19ページに「市区町村の役所・役場の連絡先」を掲載しています。

「特定空家等」として扱われる空き家の状態

1

そのまま放置すれば
倒壊等著しく保安上危険となる
おそれのある状態



2

そのまま放置すれば
著しく衛生上有害となる
おそれのある状態



3

適切な管理が行われていない
ことにより著しく景観を
損なっている状態



4

その他周辺の生活環境の
保全を図るために放置することが
不適切である状態





第1部 空き家ってナニ?!

3. 空き家の発生を防ぐには?

空き家にしないために大切なこと

- 所有する物件が今後どのように使われるかをイメージしておく
- 空き家が発生するタイミングに合わせて、最適な利用方法を早めに検討しておく

まず所有する家



について、5年後、10年後の使い方を考えてみましょう。

空き家が発生するのはどんな時?



老人ホーム

両親の老人ホーム入所



同居

介護などのために両親と同居



相続

両親の他界による相続



引っ越し

転勤による引っ越し



家族構成

家族構成の変化による住み替え

その他にも
さまざまなケースがあり、
空き家の所有者に
なることがあります。



空き家の予防は、早めの備えがポイントです

予防のポイントは、家の今後や相続について事前に話し合っておくことです。基本的なことが決まっていないと、家族や親族が混乱したり、負担をかけたりすることになります。

家をどうするかが決まっていると、早くから準備ができるので、維持管理の手間や費用の負担を少なくできるというメリットもあります。





4. 空き家を管理することになったその時に

空き家を所有することになった場合の一般的な活用方法としては、主に「売却」「賃貸」「解体して再利用」の3つがあります。いずれもメリット・デメリットがあり、改修工事の必要性や各種助成制度の利用についても考慮する必要がありますので、それぞれの状況に応じた最適な活用法を専門家に相談してみましょう。

1 売る

住宅や土地の売却をする場合は宅地建物取引業者に仲介を依頼するのが一般的です。空き家の査定や売却については専門家に相談ください。



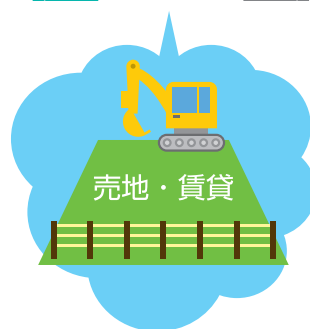
2 貸す

人が住まない住宅は早く傷んでしまいます。まだ住める住宅の場合は活用のために、貸し出しを考えてはいかがでしょうか。



3 解体して再利用

樹木が生い茂り道路やご近所に迷惑をかけていることも考えられます。空き家を解体し、更地にすることでトラブルを未然に防ぐのも方法の一つです。また、更地になった土地は駐車場や家庭菜園等として活用できる場合もあります。



管理する空き家の状態をチェックしてみましょう



建物編

- ☐ 屋根は破損していませんか？
- ☐ 壁、外壁はひび割れていませんか？
- ☐ 窓ガラスは割れていませんか？
- ☐ 雨漏りはしていませんか？
- ☐ 床のはがれや割れはありませんか？
- ☐ 基礎、土台、柱に異常はありませんか？
- ☐ ドアの立て付けに異常はありませんか？
- ☐ 給水、排水設備に不具合はありませんか？



敷地内編

- ☐ 庭木・雑草が生い茂っていませんか？
- ☐ ハエやネズミ、シロアリなどの害虫・害獣は発生していませんか？
- ☐ ゴミは放置されていませんか？
- ☐ ゴミの放置による悪臭は発生していませんか？
- ☐ 塀や柵はひび割れや崩れていませんか？
- ☐ ポストに郵便物がたまっていないですか？



5. 空き家相談の流れ

空き家相談の流れと、事前に準備する資料について確認しましょう。



相談の依頼

空き家の活用方法等（売買・賃貸等）については、千葉県宅地建物取引業協会の支部までご相談ください。該当する地域の支部会員の宅地建物取引業者をご紹介します。

※なお、18ページに「関係団体における空き家に関する相談窓口」を掲載しています。



空き家の調査と活用方法のご提案

宅地建物取引業者と電話等で相談のうえ、必要に応じて現地等で空き家の確認をさせていただきます。ご相談者の要望を踏まえて、どのように空き家を活用できるかをご提案いたします。



資料の確認

空き家相談の際に必要な資料をご準備ください。

（※関係書類が揃わない場合でもご相談は可能です）

〈空き家相談の際に必要な書類〉

- | | | |
|----------------------------------|-----------------------------------|----------------------------------|
| ☐ 土地登記簿 | ☐ 建物登記簿 | ☐ 土地建物の図面 |
| ☐ 建物の設計図 | ☐ 建築確認済証 | ☐ 検査済証 |
| ☐ 境界確認書 | ☐ 購入時の関係書類 | ☐ 工事請負契約書 |
| ☐ その他関係書類 | | |



相談・交渉・契約

空き家（物件）の売買や賃貸等について正式にご依頼いただいた場合は、宅地建物取引業者が宅建業法に基づきお取扱いたします。契約行為については宅地建物取引業者の仲介のもとで行います。

注意事項

空き家の売買・賃貸借等に関する交渉・契約について、相談者と宅地建物取引業者との間で進める契約行為になります（市町村及び宅地建物取引業協会は一切関与しません）。なお取引に応じて、所定の仲介手数料が必要です。



空き家にさせない 住まいのエンディングノート、とは…

エンディングノートは、自分の思いや残された人々に伝えたいことなどを書き記すノートです。書式が決まっていないので自由に好きなように書け、自分自身のことや家族・友人、遺言・相続・資産のこと、介護・医療・お墓のことなど、ちょっと気になったことを書き記しておく、もしもの時に役立ちます。(※ただし、法律上の効果が発生することはありません。)

この『空き家にさせない住まいのエンディングノート』は、お住まいのことだけをクローズアップして、今の状況を確認し、今後どうしていきたいのか、考えを整理するための住まいのエンディングノートです。

思い出のある大切なお住まいが、将来、誰のものかも分からず放置され、周りに迷惑をかける状態になってしまうのは悲しいことです。また、家を引き継ぐご家族に負担をかけてしまうことが起こりうる可能性も考えられます。

ご自分が元気なうちに、大切なご自宅や実家の将来について、『空き家にさせない住まいのエンディングノート』を通じて状況を整理したり、ご家族と話し合ったりするきっかけにしてみたいはいかがでしょうか。

このノートが、みなさまの心強い備えとなることを願っています。



1. わたしの家系図

「相続」とは、

- ①被相続人（本人）の死亡により
- ②相続人が
- ③相続開始の時から
- ④被相続人の財産に属した一切の権利・義務を承継することをいいます。

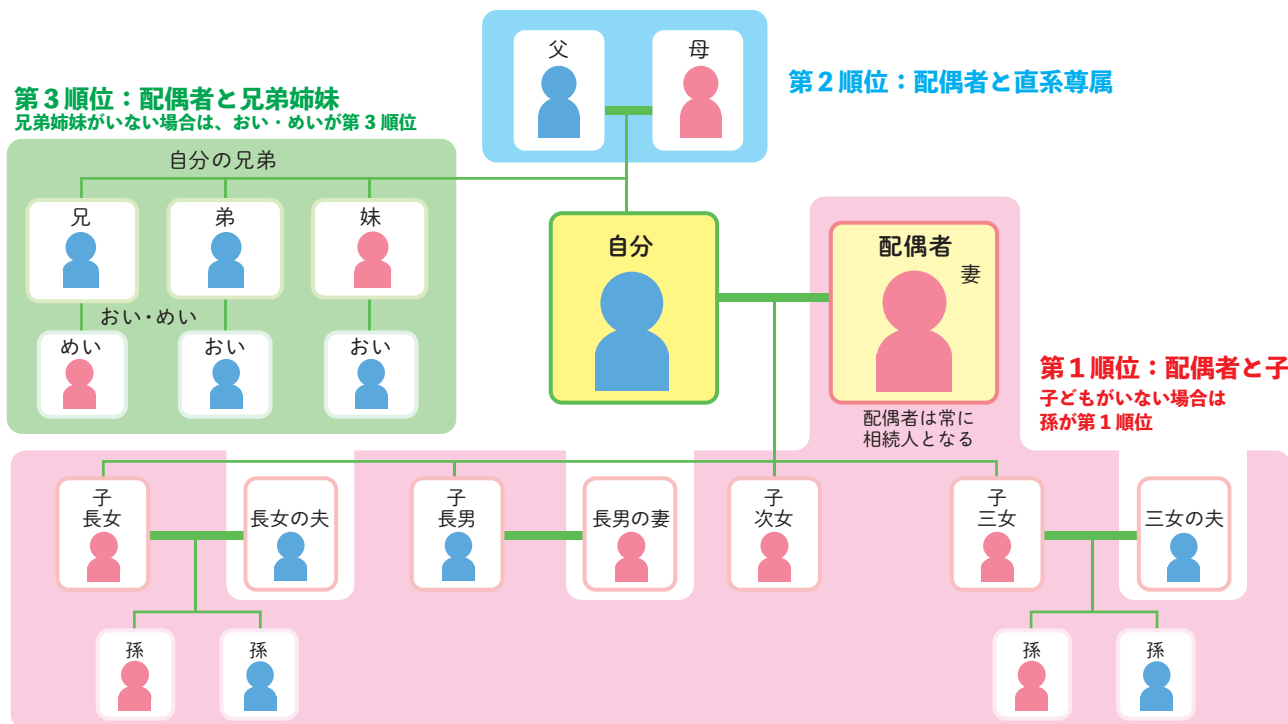
相続の基本的な順位は相続法により規定されています。

配偶者がいる場合は必ず相続人となります。そして相続順位の高い順の方が併せて相続人になります。上位の順位の人が存命の場合、下位の人は相続人にはなりません。

例えば、被相続人に子どもがいる場合、被相続人の両親に相続権はありません。なお、遺言書がある場合は、遺言書の内容が優先されます。

建物や土地などの不動産の相続では、所有者が誰になるか、持分はどうか等、しっかり確認し、相続登記（相続人への名義変更）を済ませておくことが大事です。

【家系図の書き方の例と相続順位について】



【法定相続分（民法で定められた相続の持分）】

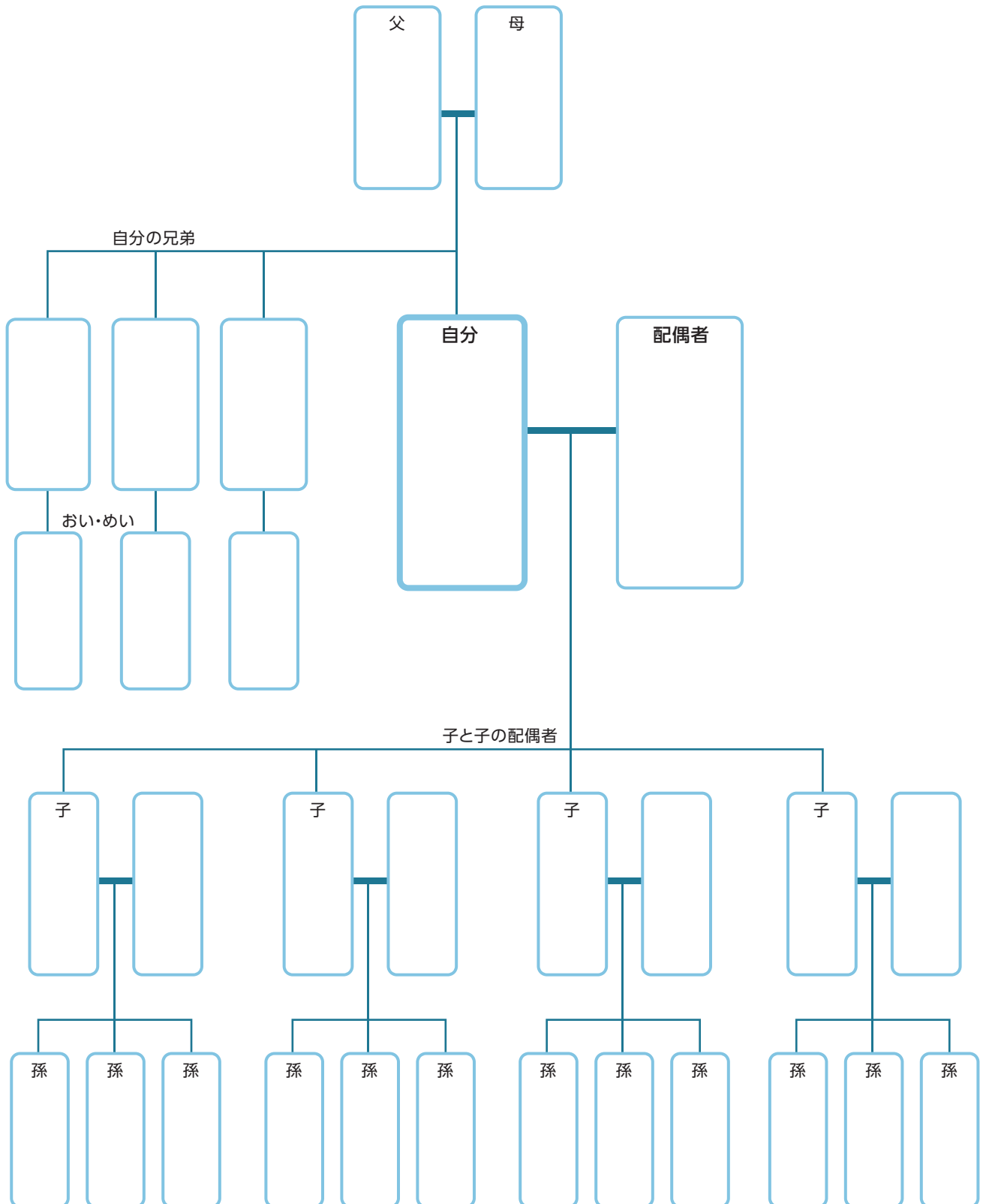
	法定相続分
第1順位：配偶者と子	配偶者 1/2 子 1/2（2人以上の場合は全員で）
第2順位：配偶者と直系尊属（父母）	配偶者 2/3 父母 1/3
第3順位：配偶者と兄弟姉妹	配偶者 3/4 兄弟姉妹 1/4（2人以上の場合は全員で）

※相続放棄した人は相続人でないものとされます。



第2部 空き家にさせない住まいのエンディングノート

実際に、わたしの家系図を書いてみましょう





2. わたし自身について

記 入 日	年 月 日
名 前	(フリガナ) -----
生 年 月 日	大正・昭和・平成・令和・西暦 年 月 日
住 所	〒 都・道 府・県
本 籍	〒 都・道 府・県
連 絡 先	電話番号 ----- 携帯番号 (契約会社) ----- メールアドレス

もしもの時の連絡先

この「空き家にさせない住まいのエンディングノート」を読んでほしい人を書きましょう。

名前とわたしとの関係	住所・電話番号
(フリガナ)	〒
わたしとの関係 ()	電話番号
(フリガナ)	〒
わたしとの関係 ()	電話番号
(フリガナ)	〒
わたしとの関係 ()	電話番号



第2部 空き家にさせない住まいのエンディングノート

3. お住まいについて

どのような不動産を所有しているのか調べましょう

土地と建物の所在地と地番は法務局で発行している登記事項証明書（登記簿）に記載されているものを書きます。複数人で所有（共有）している場合は、持分（所有割合）も書きましょう。誰と共有しているかも把握しておくようにしましょう。

土地を借りている場合は、建物の備考欄に借りていることを記載し、規約書などがあるか、登記の有無などの確認をします。

その他に、近所の人との申し合わせ事項があれば、16ページに書いておきましょう。

土地の登記事項証明書の例

表 題 部 (土地の表示)		調整	平成10年2月26日	不動産番号	0400000068177
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所 在 千葉市中央区中央港一丁目				余白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積 m		原因及びその日付 (登記の日付)	
87番6	雑種地	100.00		87番1から分筆 (昭和57年4月10日)	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年2月26日	
203番2	宅地	185.00		平成19年8月31日 土地区画整理法による 換地処分 他の従前の土地 87番7 (平成19年9月3日)	

目次

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)					
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者	そ の 他 の 事 項	
1	所有権移転	昭和58年1月11日 第777号	原因 昭和58年1月11日売買 所有者 千葉市中央区中央港一丁目16番1号 社団法人千葉県宅地建物取引業協会 順位3番の登記を移記		
付記1号	1番登記名義人表示変更	平成17年7月27日 第28534号	原因 平成17年7月1日住居表示実施 主たる事務所 千葉市中央区中央港一丁目17番3号		
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成10年2月26日		
2	土地区画整理法の換地処分による所有権登記	平成19年9月3日 第36549号	所有者 千葉市中央区中央港一丁目17番3号 社団法人千葉県宅地建物取引業協会		

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

建物の登記事項証明書の例

表 題 部 (主である建物の表示)		調整	余白	不動産番号	0400001149464
所在図番号	余白				
所 在	千葉市中央区中央港一丁目 87番地7、87番地1、87番地6 (換地 千葉都市計画事業千葉中央港土地区画整理事業11街区 2画地)			余白	
	千葉市中央区中央港一丁目 203番地2			平成19年8月31日変更 平成19年9月3日登記	
家屋番号	87番7			余白	
	203番2			平成19年9月3日変更	
① 種 類	② 構 造	③ 床 面 積 m ²		原因及びその日付 (登記の日付)	
事務所・駐 車場	木造スレートぶき 2階建	1階 75:00 2階 55:00		平成15年10月8日新築 (平成15年12月12日)	
所 有 者	千葉市中央区中央港一丁目19番1号 社 団 法 人 千 葉 県 宅 地 建 物 取 引 業 協 会				
権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 する 事 項)					
順位番号	登 記 の 目 的		受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項	
1	所有権保存		平成16年2月19日 第4598号	所有者 千葉市中央区中央港一丁目19番1号 社団法人千葉県宅地建物取引業協会	
付記1号	1番登記名義人表示変更		平成16年9月1日 第30594号	原因 平成16年6月30日主たる事務所移転 主たる事務所 千葉市中央区中央港一丁目16 番1号	
付記2号	1番登記名義人表示変更		平成17年7月27日 第28534号	原因 平成17年7月1日住居表示実施 主たる事務所 千葉市中央区中央港一丁目17 番3号	

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。



第2部 空き家にさせない住まいのエンディングノート

■書類の確認先の一例

知りたいこと	書いてある書類 ※自宅にない場合の取得先	専門家に依頼する場合
土地・建物の名義	・登記事項証明書 ・公図、地積測量図、建物図面 ※法務局（20ページ参照） ・登記済証、登記識別情報（権利証） ・測量図 （確定測量図、筆界確認書、立会証明書など）	司法書士 土地家屋調査士 （18ページ参照）
地番		
面積		
他に所有している 土地・建物があるか	・名寄帳 ※役所の資産税課 ・固定資産税の課税証明書	

■お住まいの土地について

所在地	地番	名義人（所有者） 共有なら持分も	備考

■お住まいの建物について

所在地	地番 家屋番号	名義人（所有者） 共有なら持分も	備考

※地番は住所と異なる場合がありますので、書類で確認しましょう。

わからない場合は市役所等の資産税課等に問い合わせ、または法務局に置いてある地図で確認しましょう。



第2部 空き家にさせない住まいのエンディングノート

お住まいの維持・管理などについて

新築等	新築・購入	年	購入物件の築年	年	土地費用	円
	会社名：			TEL：	建築費用	円
修繕・リフォームなど	外壁塗装、屋上防水、耐震補強、耐震診断、剪定、その他リフォームなどについて記載してください					
	工事内容：	直近の工事		年	会社名・TEL	
	工事内容：	直近の工事		年	会社名・TEL	
	工事内容：	直近の工事		年	会社名・TEL	
	工事内容：	直近の工事		年	会社名・TEL	

お住まい以外に所有している土地・建物について

■ 土地

所在地	地番	名義人（所有者） 共有なら持分も	どのように管理していますか

■ 建物

所在地	地家屋番号	名義人（所有者） 共有なら持分も	どのように管理していますか



第2部 空き家にさせない住まいのエンディングノート

今のお住まいをどうしたいとお考えですか？

自分の希望や考えを整理してみましょう。また、家財の整理は相続人にとってお金も負担もかかります。家財の処分についても忘れずに備えておくようにするといいいでしょう。

※ここに記載したことにより、遺言のような法律上の効果は発生しませんのでご注意ください。

わたしが健康な間

- ☐ 住み続けたい
- ☐ 売却したい。（利便性のよいところに引越したい など）
- ☐ 貸したい。（利便性のよいところに引越したい など）
- ☐ その他

わたしが施設に入所した時や、意思疎通ができない状態になった時

- ☐ 生きている間は残してほしい
- ☐ 売却してわたしの治療費や入所費などに充ててほしい
- ☐ その他

わたしが死んだ後、相続する人に伝えたいこと

- ☐ 相続人の間で相談してほしい
- ☐ 特定の家族に引き継がせたい
- ☐ その他

お住まい以外に所有している不動産をどうしたいとお考えですか？

わたしが健康な間

- ☐ 今のまま自分で管理したい
- ☐ 利活用したい（売却・賃貸）
- ☐ その他

わたしが施設に入所した時や、意思疎通ができない状態になった時

- ☐ 生きている間は残してほしい
- ☐ 売却してわたしの治療費や入所費などに充ててほしい
- ☐ その他





4. 空き家を相続したら

亡くなられた場合の手続き

次のような手続きが必要になります。

- 戸籍の手続き
- 国民健康保険・後期高齢者医療保険の手続き
- 介護保険の手続き
- 年金の手続き
- 土地・建物の相続登記
- 税金関係(固定資産税等)の手続き

土地・建物の相続登記

相続登記の必要性

土地や建物などの不動産を所有していた方が亡くなられた場合には、その不動産を管轄する法務局に「相続による所有権移転」の登記を申請して、不動産の名義を、相続した人に移す必要があります。これが相続登記と呼ばれるものです。

また、亡くなられた方が、お住まいとは別に不動産を所有していた場合には、その不動産も相続登記を行う必要があります。

不動産を相続したら、誰が所有者になるか、持分はどうか等、しっかり確認し、相続登記(相続人への名義変更)を済ませておきましょう。

相続登記をしないで放っておくと...

- 不動産をすぐに売却できない
 - 相続時の手続き費用が高額になる
 - 相続登記をしないうちにまた相続が開始すると会ったことのない相続人(遠縁の親戚)が現れ、相続関係が複雑になる
 - 誰が不動産の管理をするのか相続人の間でもめる
- といったことになる場合があります

Point



相続登記がされないまま放置され、所有者が分からなくなっている不動産が増加しています。災害時のインフラ整備や施設の建設の妨げになっているとして、社会問題になっています。

- 手続きの詳細は法務局にお尋ねください。20ページに「千葉地方法務局」を掲載しています。
- 相続人または相続人から依頼を受けた司法書士が、相続登記の手続きを行うこともできます。また、手続きに必要な書類について相談したい場合は、18ページ「関係団体における空き家に関する相談窓口」にある関係団体をご活用ください。



相談先のご案内

関係団体における空き家に関する相談窓口

関係団体名	連絡先	相談対応内容
一般社団法人 千葉県宅地建物取引業協会	043-241-6697	不動産に関する相談全般
(公社)全日本不動産協会千葉県本部 (予約制)	043-202-7511	宅地建物の取引に関わる相談
一般社団法人千葉県建築士会 (公社)日本建築家協会 関東甲信越支部千葉地域会	043-225-5575	空き家のリフォーム・解体・耐震改修、 その他空き家の利活用など
(公社)千葉県建築士事務所協会	043-224-1640	建築に関する相談全般(申込書送付は、 メール：jm@chiba-jk.or.jpもしくは ファックス：043-225-2066)
千葉司法書士会	電話相談： 0120-971-438 (県内からのみつながります。) お問い合わせ： 043-246-2666	空き家の相続、登記に関すること
千葉県弁護士会 (予約)	043-227-8954(千葉) 047-437-3634(船橋) 047-366-6611(松戸) その他の相談センターは ホームページを御確認 ください。	空き家に関する相続、共有物分割、隣地 空き家からの被害、相続人が不存在・ 所有者が不明の場合の財産管理など 法律問題全般に関すること
千葉県土地家屋調査士会	043-204-2312	不動産登記の相談(土地・建物)、 敷地の調査、測量及び境界確認等 に関すること
千葉地方法務局	043-302-1312ほか	相続登記などの不動産登記の申請に 関すること
(公社)千葉県不動産鑑定士協会 (予約制)	043-222-7588	不動産の価格及びこれに関連する 借地、借家、賃料、相続等について
一般社団法人 移住・住みかえ支援機構	03-5211-0757	マイホーム借上げ制度の資料請求 などに関すること



空き家について
伺いたいんですけど...

と聞いてください。



相談先のご案内

市区町村の役所・役場の連絡先

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく特定空家等の取扱い等については、空き家のある各市町村へお問い合わせください。

市区町村	電話番号（代表）	市区町村	電話番号（代表）
千葉市/中央区	043-221-2111	浦安市	047-351-1111
千葉市/花見川区	043-275-6111	四街道市	043-421-2111
千葉市/稲毛区	043-284-6111	袖ヶ浦市	0438-62-2111
千葉市/若葉区	043-233-8111	八街市	043-443-1111
千葉市/緑区	043-292-8111	印西市	0476-42-5111
千葉市/美浜区	043-270-3111	白井市	047-492-1111
銚子市	0479-24-8181	富里市	0476-93-1111
市川市	047-334-1111	山武市	0475-80-1112
船橋市	047-436-2111	南房総市	0470-33-1021
館山市	0470-22-3111	匝瑳市	0479-73-0084
木更津市	0438-23-7111	香取市	0478-54-1111
松戸市	047-366-1111	いすみ市	0470-62-1111
野田市	04-7125-1111	酒々井町	043-496-1171
茂原市	0475-23-2111	栄町	0476-95-1111
成田市	0476-22-1111	神崎町	0478-72-2111
佐倉市	043-484-1111	多古町	0479-76-2611
東金市	0475-50-1111	東庄町	0478-86-1111
旭市	0479-62-1212	九十九里町	0475-70-3100
習志野市	047-451-1151	芝山町	0479-77-3901
柏市	04-7167-1111	横芝光町	0479-84-1211
勝浦市	0470-73-1211	一宮町	0475-42-2111
市原市	0436-22-1111	睦沢町	0475-44-1111
流山市	04-7158-1111	長生村	0475-32-2111
八千代市	047-483-1151	白子町	0475-33-2111
我孫子市	04-7185-1111	長柄町	0475-35-2111
鴨川市	04-7092-1111	長南町	0475-46-2111
大網白里市	0475-70-0300	大多喜町	0470-82-2111
鎌ヶ谷市	047-445-1141	御宿町	0470-68-2511
君津市	0439-56-1581	鋸南町	0470-55-2111
富津市	0439-80-1222		



相談先のご案内

千葉地方法務局 不動産登記／商業・法人登記の管轄区域

庁名	所在地	電話番号(代表)	管轄区域
千葉地方法務局 (本局)	千葉市中央区中央港 1-11-3	043-302-1311	千葉市、習志野市
市原出張所	市原市八幡2384-56	0436-41-3241	市原市
東金出張所	東金市堀上334-12	0475-52-2402	東金市、山武市、大網白里市、 山武郡九十九里町
佐倉支局	佐倉市表町1-20-11	043-484-1222	佐倉市、四街道市、八街市、 印旛郡酒々井町
成田出張所	成田市郷部1322	0476-23-2313	成田市(香取支局の管轄に属する 地域を除く)、印西市、白井市、 富里市、印旛郡栄町
茂原支局	茂原市高師台1-5-3	0475-24-2188	茂原市、長生郡(一宮町・睦沢町・ 長生村・白子町・長柄町・長南町)
いすみ出張所	いすみ市大原7400-55	0470-62-2283	勝浦市、いすみ市、 夷隅郡(大多喜町・御宿町)
松戸支局	松戸市岩瀬473-18	047-363-6278	松戸市、流山市
柏支局	柏市柏6-10-25	04-7167-3309	柏市、我孫子市、野田市
木更津支局	木更津市東中央3-1-7	0438-22-2531	木更津市、袖ヶ浦市、富津市、 君津市
館山支局	館山市北条2169-1	0470-22-0620	館山市、鴨川市、南房総市、 安房郡鋸南町
匝瑳支局	匝瑳市八日市場ハ678-3	0479-72-0334	匝瑳市、旭市、銚子市、 香取郡多古町、山武郡の内 (芝山町・横芝光町)
香取支局	香取市佐原口2122-40	0478-52-3391	香取市、香取郡(神崎町・東庄町)、 成田市の内(旧香取郡大栄町・ 旧香取郡下総町)
船橋支局	船橋市海神町2-284-1	047-431-3681	船橋市、八千代市
市川支局	市川市大野町4-2156-1	047-339-7701	市川市、鎌ヶ谷市、浦安市



相談先のご案内

税務署

税務署名	所在地	電話番号	管轄区域
千葉東	〒260-8577 千葉市中央区祐光1-1-1	043-225-6811	千葉市（千葉南及び千葉西税務署管内の地域は除く）
千葉南	〒260-8688 千葉市中央区蘇我5-9-1	043-261-5571	千葉市、市原市
千葉西	〒262-8502 千葉市花見川区武石町1-520	043-274-2111	千葉市、習志野市、八千代市
船橋	〒273-8574 船橋市東船橋5-7-7	047-422-6511	船橋市
市川	〒272-8573 市川市北方1-11-10	047-335-4101	市川市、浦安市
松戸	〒271-8533 松戸市小根本53-3	047-363-1171	松戸市、流山市、鎌ヶ谷市
柏	〒277-8522 柏市あけぼの2-1-30	04-7146-2321	野田市、柏市、我孫子市
成田	〒286-8501 成田市加良部1-15	0476-28-5151	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、印旛郡
佐原	〒287-8555 香取市北1-4-1	0478-54-1331	香取市、香取郡
銚子	〒288-8666 銚子市栄町2-1-1	0479-22-1571	銚子市、旭市、匝瑳市
東金	〒283-8585 東金市東新宿1-1-12	0475-52-3121	東金市、山武市、大網白里市、山武郡
茂原	〒297-8501 茂原市高師台1-5-1 茂原地方合同庁舎	0475-22-2166	茂原市、勝浦市、いすみ市、長生郡、夷隅郡
館山	〒294-8503 館山市北条1164	0470-22-0101	館山市、鴨川市、南房総市、安房郡
木更津	〒292-8550 木更津市富士見2-7-18	0438-23-6161	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市



(一社)千葉県宅地建物取引業協会 支部一覧

空き家についてのご相談は、千葉県宅建協会の支部までご連絡ください。

建物や土地の登記簿等を確認し、ご要望を踏まえて売却や賃貸などの活用方法をご提案いたします。

① 東葛支部

〒277-0842
柏市末広町5-16 エスパス柏4F-B
TEL 04-7138-5611
FAX 04-7143-1234
<https://www.chiba-takken-tokatsu.jp/>

柏市／野田市／流山市／我孫子市

⑤ 東葉支部

〒276-0046
八千代市大和田新田312-40 君塚ビル
TEL 047-485-2266
FAX 047-486-4513
<http://touyou.chiba-takken.or.jp/>

八千代市／習志野市

② 松戸支部

〒271-0064
松戸市上本郷1-3185
TEL 047-364-6904
FAX 047-363-3142
<http://takkenmatsudo.com/>

松戸市

④ 船橋支部

〒273-0005
船橋市本町5-9-7 Den船橋1F
TEL 047-423-1159
FAX 047-423-1169
<https://www.takufuna.com/>

船橋市

⑪ 印旛支部

〒285-0823
佐倉市江原新田628-2
TEL 043-486-0613
FAX 043-485-8257
<http://www.takken-inba.com/>

佐倉市／成田市一部／四街道市／八街市
印西市／白井市／富里市／酒々井町／栄町

③ 市川支部

〒272-0023 市川市南八幡5-8-5 2F
TEL 047-314-6700
FAX 047-314-6720
<http://www.iuk-takken.org/>

市川市／浦安市／鎌ヶ谷市

⑥ 千葉支部

〒260-0024
千葉市中央区中央港1-17-7
TEL 043-242-0175
FAX 043-242-0176
<https://www.takken-chibashibu.gr.jp/>

千葉市

⑦ 市原支部

〒290-0022 市原市西広5-1-11
TEL 0436-21-5225
FAX 0436-24-5344
<http://www.takken-ichihara.com/>

市原市

⑧ 南総支部

〒292-0838 木更津市潮浜1-17-59
木更津商工会館4F
TEL 0438-30-1226
FAX 0438-37-7058
<http://nanso.chiba-takken.or.jp/>

木更津市／館山市／勝浦市／鴨川市
君津市／富津市／袖ヶ浦市／南房総市
いすみ市／大多喜町／御宿町／鋸南町

⑩ 北総支部

〒289-2504
旭市二-1855-4 1F
TEL 0479-63-0299
FAX 0479-63-0399
<http://www.takken-hokusoh.jp/>

旭市／銚子市／香取市／匝瑳市
神崎町／多古町／東庄町／成田市一部

⑨ 九十九里支部

〒299-3235
大網白里市駒込1203-1
TEL 0475-73-7445
FAX 0475-73-7446
<https://takken99.com/>

茂原市／東金市／山武市／大網白里市
九十九里町／芝山町／横芝光町／一宮町
睦沢町／長生村／白子町／長柄町／長南町

お問い合わせ、
ご相談等はお気軽に
お住まいの支部へ！





一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会

〒260-0024 千葉市中央区中央港1-17-3 千葉県宅建会館
tel.043(241)6671 fax.043(245)0886
<https://www.chiba-takken.or.jp/>